

昨冬の豪雪を踏まえ、これまでの道路除排雪の基本計画を抜本的に見直し、みなさんの声を反映した「秋田市ゆき総合対策基本計画」を策定しました。今冬からこの計画に基づいて、市民生活の安全安心を確保するため、市民・事業者・行政が一体となった取り組みを行います。市民・みなさんのご協力をお願いします。

生活総務課 ☎(010)802-1、道路維持課 ☎(010)364-3
<http://www.city.akita.jp/city/josetsu/keikaku/>



今冬の 安全安心を確保する 新たな除排雪体制に

「秋田市ゆき総合対策基本計画」を策定

◆計画の体系

▼基本施策

▼重点項目

- ① 効果的な道路除排雪の推進
 - 除排雪
 - 堆雪場
 - 情報提供
- ② 高齢者などへの支援の推進
 - 高齢者などへの配慮
- ③ 市民協働の推進
 - 地域住民による除排雪
 - マナーの徹底
 - ボランティア活動の推進
- ④ 安全対策の推進
 - 空き家への対応
- ⑤ 雪に強いまちづくりの推進
 - 排雪場の確保
 - 歩行者の利便性向上

5つの基本施策に沿った、重点項目ごとの取り組みのおもな内容です。



効果的な道路除排雪の推進

(1) 除排雪

稼働基準 ▼幹線道路、学校周辺の通学路、生活幹線道路、歩道は、路面積雪10センチ以上、もしくは10秒を超えることが予想される場合に出勤し、初期除雪の徹底を図ります。

作業時間帯 ▼幹線道路、学校周辺の通学路、生活幹線道路、歩道は、原則として夜間から早朝にかけて作業します。

契約方法 ▼除排雪区域を、現在の196ブロックから60ブロック程度にエリア(面積)を拡大し、1ブロックに複数業者を配置する契約にすることで効率的な除排雪体制とします。

道路パトロール ▼ごみ収集などで、市内の道路事情に精通している秋田市総合振興公社へ道路パトロール業務を委託し、適切な道路状

況の把握に努めます。

除排雪技術の向上 ▼除排雪事業者への講習会を継続的に実施します。また、町内会長による生活道路の除雪の評価を試験的に行い、その結果を業者にフィードバック(情報提供)することで、技術の向上につなげます。

(2) 堆雪場

新規堆雪場の確保 ▼大規模堆雪場を太平八田地区に確保する予定です。また、住宅街にある空き地などに対し、固定資産税を優遇することで、近隣住民のための堆雪場を確保します(5ページ参照)。

街区公園などの活用 ▼これまで街区公園などへの排雪は、豪雪時に限り開放していましたが、今冬からはスノーダンプなどでの排雪に限り、降雪期のはじめから堆雪場として地域に開放します。

(3) 情報提供

GPSの活用 ▼人工衛星を活用し、位置情報を把握できるGPSを除排雪車両に取り付け、稼働状況をホームページ上で公開します。





土地所有者のかたへ

住宅街の空き地を 地域の小規模堆雪場に！

住宅地内の空き地を、地域住民の堆雪場として町内会などに無償で貸していただける所有者のかたは、ぜひご協力ください。貸していただいた場合、翌年度の固定資産税(貸した土地が対象)の一部を減免します。

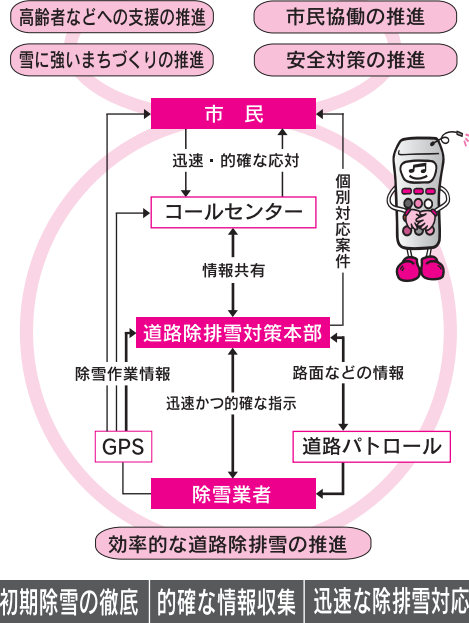
詳しくは、道路維持課にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

問い合わせ

道路維持課ゆき対策担当☎(864)3643

<http://www.city.akita.akita.jp/city/cs/mt/>

総合的な取り組みによる安全安心の実現



コールセンターの開設▼除排雪業務の強化と迅速化を図るため、除排雪に関する電話受付業務を電話対応能力に優れたコールセンターへ委託します。

高齢者などへの支援の推進

(1) 高齢者などへの配慮

高齢者軽度生活支援の拡充▼65歳以上のひとり暮らしなどのかたへ実施している、「高齢者軽度生活援助事業」の雪寄せ支援の利用回数を週1回から2回へ増やします。

屋根の雪下ろし支援▼道路豪雪対策本部が設置された際に、市民税非課税の高齢者のみの世帯や、障がい者のみの世帯(持ち家に限る)に対し、雪下ろしを行う場合は1万円、雪下ろしと排雪には1万5千円を上限に補助します(年度内に1回の利用)。

市民協働の推進

(1) 地域住民による除排雪

除排雪時の支援▼コミュニティセンターなどへ小型除雪機を配備し、町内会単位などで実施する除雪作業に貸し出します。また、個人所有の小型除雪機(農業用機械など)を使い、地域の狭い道路や歩道などの除雪作業を行う場合に燃料を支給します。

自助・共助意識▼地域住民の協力で、町内や学校周辺の通学路の除排雪を行う「市民一斉除雪デー」を設けます。

(2) マナーの徹底

広報活動の充実▼除雪作業の妨げとなる路上駐車や、道路に宅地内の雪などを出す危険行為の禁止といった、基本的マナーの周知を図るパンフレットなどを作成します。

(3) ボランティア活動の促進

自治体職員によるボランティア除雪▼市職員が、県職員と連携を図りながらボランティア除雪に協力します。

ボランティア活動の普及啓発▼除雪活動などを行うボランティアの増員を図るための広報活動を強化します。

安全対策の推進

(1) 空き家への対応

2次災害の予防▼積雪による倒壊や落雪により周辺に被害を及ぼすおそれがある空き家などの所有者調査を実施し、適正な管理の指導を強化します。

雪に強いまちづくりの推進

(1) 排雪場所の確保

流雪溝の設置▼既存の農業用排水路などを活用した、流雪溝の可能性を検討します。

(2) 歩行者の利便性向上

消融雪歩道のネットワーク化▼中心市街地の消融雪歩道のネットワーク化を図ります。また、冬期間の外出時の参考となるよう、消融雪歩道の地図を作成し、ホームページ、広報あきたで高齢者などへPRします。